**介護サービス利用者及びご家族の皆様へ**

**＜ハラスメント行為にご注意ください＞**

◆サービス従事者に対して以下のような行為があれば、ハラスメントに該当し、場合によっては契約解除になることもありますのでご注意ください。

　ただし、認知症等の病気又は障がいの症状として現れた言動の場合を除きます。

**【ハラスメントの例】**

**身体的暴力**

身体的な力を使って危害を及ぼす行為

【例】

体をたたく／ひっかく／つねる／物をなげる／唾を吐く服を引きちぎる

**精神的暴力**

**セクシュアルハラスメント**

意に沿わない性的な誘い掛け、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

【例】

必要もなく身体をさわる／な言動を繰り返す

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。

【例】

威圧的な態度で文句を言い続ける／大声で怒鳴る／

理不尽な（業務外の）サービスを要求・強要する

〇気に入っている職員以外に批判的な言動をする

悪質クレームやストーカー行為など

【例】

長時間の電話／特定の職員につきまとう

**その他**

これまで利用者からハラスメントを受けたことがある職員は

**４～７割**

※「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」（厚生労働省）

介護事業所等で介護職員の人材不足を実感

**約７割**

※「介護労働実態調査」（令和元年度公益財団法人介護労働安定センター実施調査）

埼玉県の高い高齢化率

**２０２０年：２６．２％**

（１９９５年：１０．１％）

※「統計からみた埼玉県のすがた２０２０」（埼玉県総務部統計課）

高齢化が進み介護サービスの需要が高まる一方、**介護人材は不足しています。**

ハラスメントによる介護職員の離職を防ぎ、**介護職員が安心して働ける環境を整えることは、皆さまへの適切な介護サービスの提供につながります。**

住み慣れた地域で安心して生活していただくために、

利用者様一人ひとりが**介護サービスの適切な利用に御協力ください。**

発行元：桶川市健康福祉部高齢介護課　　　　令和３年８月発行